

## 施設ケアプランの作成は介護福祉士の手で 熱意と自発性・責任制のある介護を求めている 制度改正を求める



### 1. 本田山荘の紹介

担当介護士の関わり紹介



### 2. 介護福祉士とは

(出典:フリー百科事典『ウィキペディア』)

介護福祉士は、社会福祉士・精神保健福祉士と並ぶ、福祉の国家資格(通称三福祉士)のひとつで、ケアワーカーの国家資格である。1987年(昭和62年)の社会福祉士及び介護福祉法により福祉の相談援助に関わる資格である社会福祉士とともに創設された。

介護福祉士は介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むことに支障のあるものにつき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及び介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とするものをいう。(社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項)名称独占資格の一つである。

### 3. 介護支援専門員とは

(出典:フリー百科事典『ウィキペディア』)

介護支援専門員とは、『介護保険法』に規定された専門職で、居宅介護支援事業所や介護保険施設に必要とされている職種である。准看護師資格と同様、都道府県知事から資格が与えられる公的資格である。

介護支援専門員は、利用者の介護全般に関する相談援助や関係機関との連絡調整を行う。  
援助の流れは、面接(インテーク)→必要なサービスの査定(アセスメント)  
→サービス計画の作成(プランニング)→介護サービスに評価  
(モニタリング)を利用者の状況に合わせて繰り返す。

介護福祉士と介護支援専門員は等格者である筈

### 4. 施設サービス計画の作成

(指定介護老人福祉施設に人員、設備及び運営に関する基準第12条)

第1項 **指定介護老人福祉施設の管理者は介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。**

第6項 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供にあたる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案のないようについて、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。

### 5. 老人介護福祉以外でのサービス計画の作成の主体

【保育所】	保育の計画・・・保育所
【幼稚園・学校】	教育課程・・・幼稚園・学校
【児童養護施設】	自立支援計画・・・児童養護施設
【母子生活支援施設】	母子生活支援施設等

直接に保育・教育・指導に携わっている職員が中心となり作成している

**どうして、介護福祉施設は作成の主体が施設でなく介護支援専門員に限定されるのでしょうか？**

## 6. これからの施設サービス計画作成への提案 より多くの介護職員が携わるためには

現制度において作成につかきとるには 介護支援専門員資格取得しかない

介護支援専門員の受験資格を得ている介護職員全員が資格を取得し、担当ご利用者の計画を自ら作成できるようにする。

介護従事者の慢性的人材不足の改善には、その処遇改善を計ることは喫緊の急務であるが、その為にも介護福祉士の社会的地位や認識の向上即ち、その与えられる職務の専門性と精度の高さを挙揚することは最も重大な事の一つではないだろうか。

いつの日にか制度改正を！！

制度改正は容易なことでは目的達成は難しい。熬過して成り行き任せでは成るべきものも成らざるなり。みんなで力を合わせてあらゆる場をとらえ、あらゆる方向から声を上げて何時の日にか必ず制度改正に漕ぎつけたい。



ご清聴ありがとうございました！